

○新医薬品の承認に伴う薬事法施行規則等の一部改正について

(平成一〇年七月三日)

(医薬発第五九九号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成一〇年厚生省令第六七号)及び平成一〇年厚生省告示第一九三号(薬事法第四九条第一項の規定に基づき医薬品を指定する等の件の一部を改正する件)について、それぞれ別添一及び二のとおり公布又は告示され、同日から施行又は適用されたので、左記の改正要旨等にご留意の上、関係各方面に対し周知徹底及び指導方よろしくご配慮願いたい。

なお、本通知の写しを国立医薬品食品衛生研究所長、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構理事長、日本医師会会長、日本製薬団体連合会会長、日本薬剤師会会長、全日本薬種商協会会長及び社会保険診療報酬支払基金理事長あて送付したところである。

記

第一 薬事法施行規則(昭和三六年厚生省令第一号)の一部改正について

- 一 次に掲げる医薬品が新たに指定医薬品に指定されたこと。

ニ—ブチル—四—クロロ— [ニ’—(テトラゾール—五—イル)ピフェニル—四—イルメチル]—H—イミダゾール—五—メタノール(別名ロサルタン)、その塩類及びそれらの製剤

- 二 次に掲げる医薬品が新たに劇薬及び指定医薬品に指定されたこと。

(一)—(R)—N・アルファ—ジメチル—N—ニ—プロピニルフェネチルアミン(別名セレギリン)、その塩類及びそれらの製剤

第二 告示(昭和三六年二月厚生省告示第一七号)の一部改正について

- 一 次に掲げる医薬品が新たに要指示医薬品に指定されたこと。

セレギリン

ロサルタン

第三 その他

- 一 今回の改正に係わる医薬品の概要は別添三の通りであること。

別添一、二〔略〕

別添3略